政　令

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百六十八号

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年十一月一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　樽床　伸二
国土交通大臣　羽田雄一郎

地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百六十九号

地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第四条第二項第三号、第四条の二第一項及び第二十条第三号並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域再生法施行令の一部改正）

第一条　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同条第一号及び第二号中「第十九条第二項第一号」を「第十三条第二項第一号」に改め、同条第三号中「第十九条第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「第十九条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第五条とする。

第二条を第四条とする。

第一条第一項中「地域再生法（以下「法」という。）第十九条第一項」を「法第十三条第一項」に、「第四条」を「第六条」に改め、同条第二項中「第四条各号」を「第六条各号」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（特定政策課題）

第一条　地域再生法（以下「法」という。）第四条第二項第三号の政令で定める政策課題は、次に掲げるものとする。

一　地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成

二　地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興

（提案の募集）

第二条　法第四条の二第一項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

本則に次の一条を加える。

（地域再生推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

第七条　法第二十条第三号の政令で定める土地は、法第五条第二項第二号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十二号中「第十九条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（総合法律支援法施行令の一部改正）

第三条　総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第八号中「第二十八条」を「第三十条」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第四条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号ヘ中「第十九条第一項」を「第十三条第一項」に、「並びに同法第二十条第一項」を「、同法第十四条第一項」に改め、「支給に関すること」の下に「並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること」を加える。

附　則

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
法務大臣　滝　実
財務大臣　城島　正光

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百七十号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「及び第二号」を削り、「店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。